

東日本大震災からの復興の状況に関する報告（骨子）

- ・ 東日本大震災復興基本法により、政府として毎年国会に対し、震災からの復興の状況を報告するもの。
- ・ 今回は、平成 26 年 10 月～平成 27 年 9 月を中心に取りまとめた。

I 復興の現状

1 避難者の状況

- 発災以降の避難者数は、平成 27 年 9 月 10 日時点で、約 19 万人。仮設住宅等への入居者数は減少しており、恒久住宅への移転が進んでいる。

2 地域づくり

- 公共インフラは、応急復旧から本格的な復旧・復興の段階へ移行し、概ね復興施策に関する事業計画と工程表に基づき、着実に推進。高台移転や災害公営住宅は、被災 3 県で 9 割を超える事業が始まっている。
- 平成 28 年 3 月までの民間住宅等用宅地の整備見通しは、岩手県が概ね 4 割、宮城県が概ね 5 割、福島県が概ね 4 割であり、災害公営住宅の完成見通しは、岩手県が概ね 6 割、宮城県が概ね 7 割、福島県が概ね 5 割である。

3 産業・雇用

- 大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県の鉱工業生産は、震災前の水準に回復する傾向にある。
- グループ補助金交付先企業の 4 割以上が、震災前の売上水準まで回復。業種別では、最も高い建設業では約 8 割が回復している一方、最も低い水産・食品加工業では約 3 割にとどまっている。
- 被災 3 県の有効求人倍率は 1 倍以上となっており、雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では、雇用者数が震災前の水準まで回復していない地域もある。

4 原子力災害からの復興

- 昨年の田村市の避難指示の解除、川内村の避難指示の一部解除に続き、平成 27 年 9 月に楡葉町の避難指示を解除。避難指示区域からの避難者数は、平成 27 年 9 月時点で約 7.0 万人。
- 国が直接除染を行う地域については、実施計画を策定した 11 市町村のうち 4 市町村で除染が終了。現在除染を実施している全ての市町村では、除染実施計画において除染等の措置の完了時期を平成 27 年度又は平成 28 年度としている。

II 復興の取組

- 省庁の縦割りを排し、現場主義を徹底することにより、被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島の再生をさらに加速する。
- 平成 28 年度以降の 5 年間については、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から、「復興・創生期間」と位置付けた。

1 被災地共通の主要課題への対応

(1) 被災者支援

- これまでの施策の具体化や現場での意見交換を踏まえ、「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定。仮設住宅等で避難生活を送られる被災者の方々の心と体の健康への支援や災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援、被災者支援の総合的な推進等に取り組むための 50 の対策を取りまとめた。

(2) 住宅再建・復興まちづくりの加速化

- 「住まいの復興工程表」を作成し、半年ごとに更新。
- これまでの加速化措置等の実施状況を踏まえ、追加措置を加えた総合対策を取りまとめた。

(3) 産業・なりわいの再建

- 仮設施設の整備、被災した施設の応急復旧に加え、本格的な産業の復旧・復興に向け、仮設施設から本施設への移行、新たな販路の開拓等を引き続き支援。
- 創造的な産業復興を政府一丸で推進する「産業復興創造戦略」を実現するためのアクションプランを策定。

(4) 「新しい東北」の創造に向けて

- 復興推進委員会からの提言を踏まえ、「新しい東北」を引き続き推進。
- 官民連携により、情報共有・マッチングに向けた場づくり、先進的な取組の加速化とその横展開、民間の人材・ノウハウ・資金の活用等を推進。

2 原子力災害からの復興に向けた取組

- 福島復興再生特別措置法の一部を改正し、新市街地を整備する福島復興再生拠点整備事業の創設等を措置。これにより、避難されている住民の方々の円滑な帰還を促進。
- 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を改訂。早期帰還支援と新生活支援の両面の対策を深化させるとともに、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を大幅に拡充する等の対応を実施。
- 放射線の健康不安に対してリスクコミュニケーションを引き続き推進するとともに、風評対策をさらに強化。
- 福島 12 市町村における将来像の検討を行い、30～40 年後の姿を見据えた、2020 年の課題と解決の方向を提言として取りまとめ。